	その他の消防用資機材	緊急消防援助隊用支援資機材等			3,914
		テロ対策用特殊救助資機材			27,559
		検知型遠隔探査装置			10,621
		ヘリコプター高度化資機材			105,000
		ヘリコプター消火用タンク			30,000
		ヘリコプター用衛星電話			13,700
消防に関する情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備	消防救急デジタル無線設備	管轄面積が2,000㎢以上又は管轄人口が70万人以上		消防庁長官が定める額
			管轄面積	管轄人口	
			1,500㎢以上2,000㎢未満	30万人以上70万人未満	870,000
				10万人以上30万人未満	660,000
				10万人未満	630,000
			1,000㎢以上1,500㎢未満	30万人以上70万人未満	630,000
				10万人以上30万人未満	510,000
				10万人未満	480,000
			500㎢以上1,000㎢未満	30万人以上70万人未満	480,000
				10万人以上30万人未満	360,000
				10万人未満	300,000
			250㎢以上500㎢未満	30万人以上70万人未満	390,000
				10万人以上30万人未満	240,000
				10万人未満	210,000
			250㎢未満	30万人以上70万人未満	270,000
				10万人以上30万人未満	150,000
				10万人未満	120,000
	その他の消防に関する情報通信を行うための施設	ヘリコプターテレビ電送システム		機上設備	70,172
				地上設備	150,328

第1条備考1中「第16条」を「第21条」に改め、同条備考6の表中「

10m級	10m以上15m未満

」を削り、同条備考10を削り、同条中備考9を備考10とし、同条中備考1から備考8までを備考2から備考9までとし、同条備考2の前に次のように加える。

1　施設の基準額が、当該施設の整備に要する経費を超える場合においては、当該施設の整備に要する経費をもって基準額とする。

第1条備考11中「、救助工作車、災害対応特殊救急自動車」を削り、「災害対応特殊化学ポンプ自動車」の次に「、救助工作車、災害対応特殊救急自動車」を加え、「災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車及び」を削り、「災害対応特殊屈折放水塔車」の次に「、災害対応特殊大型高所放水車、災害対応特殊泡原液搬送車」を加え、「消防専用電話装置を装備しない場合」の次に「及び災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車」を加え、同条備考20中「対し」を削り、同条備考27中「8,261千円」を「8,920千円」に改め、同条備考28を削り、同条備考27の次に次のように加える。

28　この表における管轄面積及び管轄人口については、消防庁長官が別に定める。

29　消防救急デジタル無線設備の整備に要する経費は、施設費、設備費並びに工事費（設備整備に必要な工事費又は工事請負費等の経費）及び事務費（工事施工等に伴い必要な事務に要する経費）とする。この場合において、工事費及び事務費の合計額は、基準額の30%以内とする。

第2条第14号中「気道確保用資機材1式」の下に「、ビデオ喉頭鏡」を加え、同条第21号中「基地局無線設備、車載無線機及び携帯無線機」を「構造及び設備等」に改める。

○財務省告示第百二十六号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（平成二十四年四月財務省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月五日から適用する。

平成二十四年四月六日

財務大臣　安住　淳

別表を次のように改める。

別　表

1　一般会計

(1)　歳出予算（繰越経費を含む。）

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	地域再生推進費
		地域自主戦略推進費
		沖縄振興交付金事業推進費
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費のうち 　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金
		沖縄北部連携促進特別振興事業費のうち 　沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金
		沖縄教育振興事業費
		沖縄開発事業費
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費
		沖縄治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
		沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
		沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入